

# 東洋建設機械工業協同組合 だより

## 東洋建設機械工業協同組合

本部 〒105-0004 東京都港区新橋5-7-10 新橋SNビル1F TEL: 03(3578)8513 FAX: 03(3432)1188  
大阪支部 〒532-0003 大阪市淀川区宮原5-1-3 NLC新大阪アースビル TEL: 06(6350)1611 FAX: 06(6397)2632  
福岡支部 〒811-3112 福岡県古賀市花見東3-2-2 TEL: 092(692)2324 FAX: 092(692)2326  
URL: <https://www.toyocoop.or.jp> E-mail: [info@toyocoop.or.jp](mailto:info@toyocoop.or.jp)



紅葉

### 掲載 令和6年分 年末調整のポイント

12月 2024 (令和6年)  
師走 - DECEMBER -

|   |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 日 | ・ | 8  | 22 |
| 月 | ・ | 9  | 23 |
| 火 | ・ | 10 | 24 |
| 水 | ・ | 11 | 25 |
| 木 | ・ | 12 | 26 |
| 金 | ・ | 13 | 27 |
| 土 | ・ | 14 | 28 |
| 日 | 1 | 15 | 29 |
| 月 | 2 | 16 | 30 |
| 火 | 3 | 17 | 31 |
| 水 | 4 | 18 | ・  |
| 木 | 5 | 19 | ・  |
| 金 | 6 | 20 | ・  |
| 土 | 7 | 21 | ・  |

## 12月の税務と労務

### 国 税 給与と所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

国 税 給与と所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出

今年最後の給与を支払う前日

国 税 11月分源泉所得税の納付

12月10日

### 国 税 10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)

1月6日

国 税 4月決算法人の中間申告

1月6日

国 税 1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)

1月6日

地方税 固定資産税(都市計画税)第3期分

の納付 市町村の条例で定める日

労 務 健康保険・厚生年金保険被保険者賞

与支払届

支払後5日以内

### ワンポイント 預貯金口座付番制度

預貯金者が金融機関にマイナンバーを届け出ること、預貯金口座にマイナンバーを付番することができる制度が「預貯金口座付番制度」です。届出は任意。付番により今後、相続時や災害時に、一つの金融機関の窓口でマイナンバーが付番された預貯金口座の所在を確認できるようになるメリットがあります。

# 令和6年分 年末調整のポイント

今年も年末調整の時期となりました。今年は定額減税制度が導入されたことで、業務の負担が増えています。

また、保険料控除申告書の改訂や簡易な扶養控除等申告書の創設なども行われていますので、年末調整にあたり注意したいポイントを確認していきます。

## ■ 年末調整の流れ

最初に、年末調整の基本的な流れについて押さえておきます。【図】参照

まず、社員に対して令和6年中に毎月支払った給与や賞与（以下「給与等」）、天引きした社会保険料や源泉徴収税額を集計します。

給与所得控除後の給与等の金額を計算した後、社員から提出された各種申告書の内容をもとに、所得控除の額（【表】参照）と課税所得金額を計算し、所得税率を乗じて所得税額を算出します。住宅ローン控除の適用を受ける場合は、税額を控除します。ここまでの手続きで算出された所得税額を「年調所得税額」といいます。

ここで、今年導入された定額減税の事務を行います。定額減税は、年末調整の対象者のうち、給与所得以外

の所得を含めた合計所得金額が1,805万円以下になると見込まれる人に対して実施します。定額減税額は、「本人3万円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき3万円」の合計額で求めます。先ほど算出した年調所得税額から定額減税額を控除した後の税額に102.1%を乗じた年調年税額を計算します。

そして年調年税額と1年間の源泉徴収税額を比較し、過不足額の精算を行います。

## ■ 控除しきれない場合

令和6年分の所得税額から定額減税可能額を控除しきれない場合、控除しきれない金額は翌年1月以降に支給する給与等に係る源泉徴収税額から控除はしません。控除しきれない金額は、市区町村から給付を受けることになります。

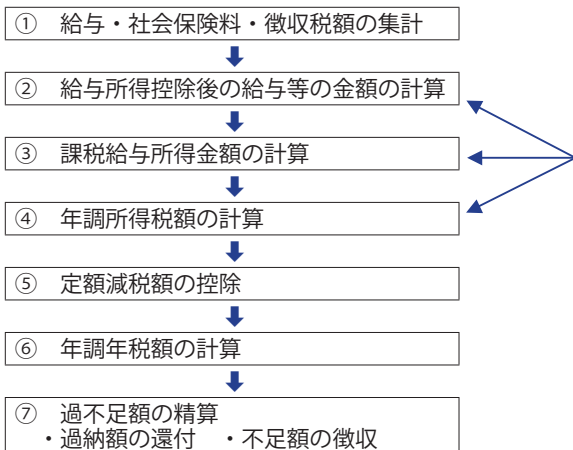
## ■ 保険料控除申告書の改訂

令和6年分から、給与所得者の保険料控除申告書が変更されます。

具体的には、生命保険料控除欄の「保険金等の受取人」欄のうちの「あなたとの続柄」欄、地震保険料控除欄のうちの「保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名」に係る「あなたとの



図 年末調整の流れ



### 各種申告書の受理と内容確認

- |                            |                       |
|----------------------------|-----------------------|
| (1) 扶養控除等（異動）申告書           | } (2)～(5)は<br>1枚の用紙です |
| (2) 基礎控除申告書                |                       |
| (3) 配偶者控除等申告書              |                       |
| (4) 定額減税のための申告書            |                       |
| (5) 所得金額調整控除申告書            |                       |
| (6) 保険料控除申告書               |                       |
| (7) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書 |                       |

続柄」欄、社会保険料控除欄の「保険料を負担することになっている人」欄のうちの「あなたとの続柄」欄が削除されました。

## ■ 定額減税のための申告書 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

定額減税に対応するため、給与所得者の基礎控除申告書と給与所得者の配偶者控除等申告書に、定額減税に係る記載欄が追加されました。

## ■ 簡易な扶養控除等申告書 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

令和5年度税制改正で、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書や従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書に記載すべき事項のうち一定の事項について、前年に支払者に提出したこれらの書類に記載した事項から異動がない場合には、異動がない旨の記載による

ことができるようになりました。

この異動がない旨の記載をした申告書を、「簡易な扶養控除等申告書」と言います。

そこで、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書についてレイアウト修正が行われ、簡易な給与所得者の扶養控除等申告書としても利用できるようになりました。

## ■ 源泉徴収簿の改訂 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

令和7年分の源泉徴収簿の裏面に、令和6年分の年末調整で行う定額減税の計算に対応するための計算欄が追加されました。

なお追加された計算欄は、あくまでも令和6年分の定額減税の計算に対応するためのものですので、令和7年分の年末調整の計算では使用できません。

表 所得控除の種類と年末調整の可否

| 所得控除         | 可否 | 控 除 額                                                                                                                                                                                      |
|--------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会保険料控除      | ○  | 支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額                                                                                                                                                                   |
| 小規模企業共済等掛金控除 | ○  | 掛金の合計額                                                                                                                                                                                     |
| 生命保険料控除      | ○  | ① 一般：旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円<br>② 個人年金：旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円<br>③ 介護医療：最高4万円<br>①・②・③合計で最高12万円<br>※①と②について、旧契約と新契約の両方がある場合の控除額は、最高4万円ですが、旧契約分のみで計算した場合の控除額の方が大きい場合は、旧契約分のみで適用（最高5万円）を受けることができます。 |
| 地震保険料控除      | ○  | 地震：最高5万円<br>旧長期損害：最高1万5千円<br>合計で最高5万円                                                                                                                                                      |
| 寡婦控除         | ○  | 27万円                                                                                                                                                                                       |
| ひとり親控除       | ○  | 35万円                                                                                                                                                                                       |
| 勤労学生控除       | ○  | 27万円                                                                                                                                                                                       |
| 障害者控除        | ○  | 障害者1人につき27万円<br>特別障害者1人につき40万円<br>同居特別障害者の場合は75万円                                                                                                                                          |
| 配偶者控除        | ○  | 一般の控除対象配偶者：最高38万円<br>老人控除対象配偶者：最高48万円                                                                                                                                                      |
| 配偶者特別控除      | ○  | 最高38万円                                                                                                                                                                                     |
| 扶養控除         | ○  | (1) 一般の控除対象扶養親族 38万円<br>(平成21.1.1以前生まれで、下記(2)、(3)に該当しない人)                                                                                                                                  |
|              |    | (2) 特定扶養親族 63万円<br>(平成14.1.2～平成18.1.1生まれ)                                                                                                                                                  |
|              |    | (3) 老人扶養親族 同居老親等以外：48万円<br>(昭和30.1.1以前生まれ) 同居老親等：58万円                                                                                                                                      |
| 基礎控除         | ○  | 最高48万円                                                                                                                                                                                     |
| 雑損控除         | ×  |                                                                                                                                                                                            |
| 医療費控除        | ×  |                                                                                                                                                                                            |
| 寄附金控除        | ×  | (注) ふるさと納税の場合、ワンストップ特例制度 有                                                                                                                                                                 |



## e シール

企業が発行する電子情報の出所や起源を示し、その情報が改変されていないかを確認することができるものとして、「eシール」があります。eシールと同様に情報が改ざんされていないことを確認するものとして電子署名がありますが、eシールは発行元を証明する機能を果たす一方で、電子署名は本人が電子文書を作成したことやその電子文書に示された意思表示が作成者本人によるものであることを証明する機能を果たす点で異なります。

企業間の取引で発行される請求書や領収書、資格証明書や生産者証明書などのような組織等が発行する証明書、財務状況を示す資料や残高証明書のような監査関係の書類など様々な分野で、eシールは活用が見込まれています。

eシールを導入する場合、導入の目的や規模などを検討し、自社の状況に応じた柔軟な対応が必要です。eシールを利用する上でのルール作りや、利用者に対してeシールは自社が発行したことを証明する重要な印であることを意識づけることも大切です。そして、

特にセキュリティ面には注意が必要です。

今年から本格的な運用が始まった電子帳簿保存法では、電子データの請求書や領収書などを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。このときに、請求書などの電子データの発行者が真に取引先であるのか、なりすましによるものかを明らかにする手段として、eシールの利用が検討されています。取引先が請求書などの電子データを発行する際にeシールを付し、付されたeシールを機械的に検証できる手段を構築することで、発行された電子データの発行元を明らかにすることができます。



### 配偶者控除の対象となる 居住用不動産

婚姻期間 20 年以上の夫婦間で、居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与を行った場合、一定の要件を満たすと基礎控除 110 万円のほかに最高 2,000 万円までの控除が受けられます。

この特例の対象不動産は、贈与を受けた配偶者が居住するための国内の家屋またはその家屋の敷地で、借地権も含まれます。居住用家屋と敷地を一括して贈与する必要はありません。また敷地の一部を贈与する場合も、この特例を適用できます。

居住用家屋の敷地のみを贈与する場合、次のいずれかに当てはまる必要があります。

- ① 夫または妻が居住用家屋を所有していること
- ② 贈与を受けた配偶者と同居する親族が居住用家屋を所有していること

### レッカー移動代などの 取り扱い

法人が交通反則金などの罰科金を支払った場合、損金算入を認めてしまうとその法人の税負担が少なくなり、罰科金の効果が減殺されてしまうことから、罰科金は損金不算入とされています。

しかし、交通違反に伴って支払うレッカー移動代などの徴収金は、車両の移動や保管などの実費を車両の運転者などに負担させるものなので、損金不算入とされる罰科金には含まれていません。ただし、業務に関連しない行為によって課されたものについては、課された役員や社員に対する給与として取り扱われます。

なおレッカー移動代などの徴収金は、往来の妨げとなる違法駐車車両を移動するためにかかった費用の弁済という一種の損害賠償的な性格があるという理由から、消費税の仕入税額控除は認められません。